

土工協・葉山会長

「土木受難」認識を 発注者責任に言及

整備局と意見交換で見解

日本土木工業協会（葉山浩児会長）と国土交通省各地方整備局などの共催による「公共工事の諸課題に関する意見交換会」が9日の関東地区を皮切りにスタートした。この中で、葉山会長は「土木受難の時期」と現状を訴え、「公共事業とはなんなのか。『ただ仕事ができればいいんだ』と考えていると、そのうち、皆さんの仕事をやることがなくなってしまう。公共事業は、納税者、発注者のための、われわれ施工業者のためでもなければならぬ」と施工者の適正な利益確保も含めた発注者責任について問いたした。

＝関連12面

適正な利益確保訴える



なっている」と土木受難の時期にあることを説明した。

その上で、「国内だけで仕事した場合、土木の社員は半分辞めてもらわざるを得ない。（このよ

うな状況下で）海外に出で移住という企業や専門性を高めようという企業がある一方、8、4割の社員に辞めてもらおうと縮小の方向に進む企業もある」とし、「非常に大変な時期という共通認識を持ってほしい」と出席した発注者に訴えた。

葉山会長は「建設業と一口に言っても、現実的には、やっている仕事は建築と土木に大きく分かれている。（以前のよう）に、建設業をひとくくりにするのが難しい時代に来ている。技術力のある会社は、建築に関してある程度の仕事を確保しているが、土木については全体の仕事は半分になり、利益率は半分以上に

この発言の背景には、

会長は「公共性の高い公共事業の本来の意味を『しているのではない』事をしているわりには、『ちょっと違う』ように解釈と指摘した。

20年 5月 13日

建設通信新聞